

(第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続に関する事項を除く。)は、法務省令で定める。

第五章 被害者参加弁護士の選定等 (被害者参加弁護士の選定の請求)

第三百六十六条の三十八までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人であるが、その資力（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいう。以下同じ。）から、手続への参加を許された刑事被告事件に係る犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該犯罪行為を原因として請求の日から六月以内に支出することとなると認められる費用の額（以下「療養費等の額」という。）を控除した額が基準額（標準的な六ヶ月間の必要生計費を勘案して一般に被害者参加弁護士（被害者参加人の委託を受け同法第三百六十六条の三十四から第三百六十六条の三十八までに規定する行為を行つ弁護士をいう。以下同じ。）の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。）に満たないものは、当該被告事件の係属する裁判所に対し、被害者参加弁護士を選定することを請求することができる。

前項の規定による請求は、日本司法支援センターを経由してしなければならない。この場合には、被害者参加人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。

一　その資力が基準額に満たない者　資力及びその内訳を申告する書面

二　前号に掲げる者以外の者　資力及び療養費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面

日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があつたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。

（被害者参加弁護士の候補の指名及び通知）

第十二条　日本司法支援センターは、前条第一項の規定による請求があつたときは、裁判所が選定する被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知しなければならない。

この場合においては、日本司法支援センターは、裁判所にその旨を通知しなければならない。

規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなったとき。
一 被告者多口へ、被告者多口半蔵に二つ目を

第六章 民事上の争いについての刑事訴訟 手続における和解

(第六章) 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

3 日本国法支援センターは、第一項の規定による指名をするに当たっては、前条第一項の規定による請求をした者の意見を聴かなければなら

(被害者参加弁護士の選定)
第十三条 裁判所は、第十一条第一項の規定による請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該被害者参加人のため被害者参加弁護士を選定するものとする。

一 請求が不適法であるとき。

二 請求をした者が第十一条第一項に規定する者に該当しないとき。

三 請求をした者がその責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士の選定を取り消された者であるとき。

裁判所は、前項の規定により被害者参加弁護士を選定する場合において、必要があるときは、日本司法支援センターに対し、被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることができる。この場合においては、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

(被害者参加弁護士の選定の効力)

第十四条 裁判所による被害者参加弁護士の選定は、審級ごとにしなければならない。

1 被害者参加弁護士の選定は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、被害者参加人が手続への参加を許されていない事件については、この限りでない。

2 被害者参加弁護士の選定は、刑事訴訟法第三百六十六条の三十三第三項の決定があつたときは、その効力を失う。

3 被害者参加弁護士の選定は、刑事訴訟法第三百六十六条の三十三第三項の決定があつたときは、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

4 裁判所により選定された被害者参加弁護士は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することは、その例による。

(被害者参加弁護士の選定の取消し)

第十五条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被害者参加弁護士の選定を取り消すことができる。

一 被害者参加人が自ら刑事訴訟法第三百六十六条の三十四から第三百六十六条の三十八までに

規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなったとき。
一 被告者多口へ、被告者多口半蔵に二つ目を

第六章 民事上の争いについての刑事訴訟 手続における和解

三 心身の故障その他の事由により、被害者を職務を行なうことができず、又は職務を行なうことが困難となつたとき。

四 被害者参加弁護士がその任務に著しく反対したことによりその職務を継続させることができないとき。

五 被害者参加弁護士に対する暴行、脅迫その他被害者参加人の責めに帰すべき事由により被害者参加弁護士にその職務を継続させることができないとき。

裁判所は、前項第二号から第四号までに掲げる事由により被害者参加弁護士の選定を取り消したときは、更に被害者参加弁護士を選定するものとする。この場合においては、第十三条第二項の規定を準用する。

(虚偽の申告書の提出に対する制裁)

第十六条 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある第十一条第二項各号に定める書面を提出したことによりその判断を誤らせたときは、裁判所は、決定で、当該被害者参加の人から、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の決定に対しては、即時抗告が可能である。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

3 費用賠償の裁判の執行に関する刑事訴訟法の規定は、第一項の決定の執行について準用する。

第十八条 刑事訴訟法第四十三条规定及び第四項の規定は被害者参加弁護士の選定及びその取消について、同条第三項及び第四項並びに同法第四十四条第一項の規定は前条第一項の決定について、それぞれ準用する。

(刑事訴訟法の準用)

規定する行為を他の弁護士に委託したことその他の事由により被害者参加弁護士にその職務を行わせる必要がなくなったとき。

第六章 民事上の争いについての刑事訴訟 手続における和解

に係る被害についての争いを含む場合に限る。)について合意が成立した場合には、当該被告事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

2 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払を内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

3 前二項の規定による申立てでは、弁論の終結までに、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。
(和解記録)

第二十条 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意をした者は又は利害関係を疎明した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかるわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書(当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実が記載された部分に限る。)、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する記録(以下「和解記録」という。)の閲覧若しくは謄写(その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付を請求することができない。ただし、和解記録の閲覧及び謄写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができる)。

の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事實を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪

二 次に掲げる罪又はその未遂罪

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条（不同意わいせつ）、第一百七十七条（不同意性交等）又は第一百七十九条（監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪

ロ 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪

ハ 刑法第二百二十四条から第二百二十七条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等）の罪

ニ イからハまでに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれららの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く。）

二 損害賠償命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び刑事被告事件に係る訴因として特定された事實その他請求を特定するに足りる事実

三 前項の書面には、同項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項以外の事項を記載してはならない。

（申立書の送達）

第二十五条 裁判所は、前項第二項の書面の提出を受けたときは、第二十八条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならない。（管轄に関する決定の効力）

第二十六条 刑事被告事件について刑事訴訟法第七条、第八条、第十一條第二項若しくは第十九条第一項の決定又は同法第十七條若しくは第十八條の規定による管轄移転の請求に対する決定があつたときは、これらの決定により当該被告事件の審判を行うこととなつた裁判所が、損害

賠償命令の申立てについての審理及び裁判を行なう。

（終局裁判の告知があるまでの取扱い）

第二十七条 損害賠償命令の申立てについての審理（請求の放棄及び認諾並びに和解（第十九条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。）のための手続を含む。）及び裁判（次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。）は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。

裁判所は、前項に規定する終局裁判の告知があるまでの間、申立て人に、当該刑事被告事件の公判期日を通知しなければならない。（申立ての却下）

第二十八条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認められた場合（当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。）には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日（以下「審理期日」という。）を開かなければならぬ。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。

一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認められたとき（刑事被告事件に係る罰則が撤回又は変更されたため、当該被告事件が第二十四条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときを除く。）。

二 刑事訴訟法第四条、第五条又は第十条第二項の決定により、刑事被告事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなつたとき。

三 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百二十九条若しくは第三百三十六条から第三百三十八条までの判決若しくは同法第三百三十九条の決定又は少年法（昭和二十三年法律第二百六十八号）第五十五条の決定があつたとき。

三十八条までの判決若しくは同法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。

四 刑事被告事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合において、当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に該当する罪に該当しないとき。

二 前項第一号に該当することを理由とする同項の決定に対しても、即時抗告をすることができない。

三 前項の規定による場合のほか、第一項の決定の理由とするものを除く。

二 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨

三 理由の要旨

四 審理の終結の日

五 当事者及び法定代理人

六 裁判所

二 前項の規定について、前項第一号に該当することを理由とする同項の決定に対しても、不服を申し立てることができない。（時効の完成猶予）

第二十九条 損害賠償命令の申立てについて、前項第一項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く。）の告知があつたときは、

は、当該告知を受けた時から六月を経過するまでは、時効は、完成しない。

（任意的口頭弁論）

第三十条 損害賠償命令の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

（審理）

第三十一条 刑事被告事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合（当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。）には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての裁判を行つた場合には、裁判期日を定めなければならない。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。

第二節 審理及び裁判等

第三十二条 損害賠償命令の申立てについては、裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行つた場合には、裁判所は、前項の規定により口頭弁論をしない場合に限り、裁判所は、当事者を審尋することができない。

第三十三条 損害賠償命令の申立てについての裁判（第二十八条第一項の決定を除く。以下この条から第三十五条までにおいて同じ。）は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならない。（損害賠償命令）

第三十四条 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、前条第三項の規定による申立てについての裁判を行つた場合には、裁判所は、前項の規定による告白を受けた日から二週間の不变期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

第三十五条 損害賠償命令の申立てが不適法であると認められたとき（訴え提起の擬制等）は、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する。

第三十六条 民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項の異議について準用する。

第三十七条 損害賠償命令の申立てについての裁判に對し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第二十四条第二項の規定による送達と、第二十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、決定で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
前項の規定による移送の決定及び当該移送の申立てを却下する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(記録の送付等)

2 たたし 損害賠償命令の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十五条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならぬい。

3 民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十五条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第

三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

後、審理に日時を要するため第三十一条第三項に規定するところにより審理を終結する二事が

に規定する。これに、審理を経たる。な
困難であると認めるときは、申立てにより又は
裁量で、請求者請求の事由にて、その旨の上

職権で損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2 次に掲げる場合には、裁判所は、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければなら

一 刑事皮舌事牛二つハニヘ冬弱哉刑の舌田ボ
ない。

刑事被告事件について終局裁決の告知がなされるまでに、申立人から、損害賠償命令の申立

てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があつ

二 賀賛培賞命令の日立ノニテハ、この裁判の言
たとき。

二 損害賠償命令の申立ては、ついての表半の告
知があるまでに、当事者から、当該申立てに

係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があり、か

つ、これについて相手方の同意があつたとき。

3 前二項の決定及び第一項の申立てを却下する

決定に対しても、不服を申し立てることができない。

第三十五条から第三十七条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事由

が終了した場合について準用する。

第五節 補則 (損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第四十条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に對し、損害賠償令事件の

卷之三

第四十一条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章（第四十七条

8 第五項の申立てを却下する決定に対しても、不服を申し立てることができない。

7 第四項の申立てを却下する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 第二項の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

2 証録の閲覧若しくは贈写その正本、贈本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、損害賠償命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準する方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第二者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前二項の規定にかかるわらず、刑事関係記録の閲覧若しくは贈写、その正本、贈本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができる。

5 裁判所は、当事者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事案件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、不当な目的によるものと認める場合、関係者の名譽又は生活の平穏を著しく害するおそれがあると認める場合、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他相当でないと認める場合を除き、その閲覧等を許可しなければならない。

裁判所は、利害関係を疎明した第三者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑訴事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、正当な理由がある場合であつて、関係者の名譽又は生活の平穏を害するおそれの有無、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

項第の
二四

は、第一項の決定があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものである。

第一項の決定があつた場合において、第三十
五条第一項の規定により訴えの提起があつたも
のによれば、戻引金は、原告各賞金

4 料の額を控除した額の手数料を納めなければならぬ。

第四十二条 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十二条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載されしに固く寺三事項のうち記載大少に等

記載がないものが同法第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において民事訴訟法第三百十二条の二第二項の規定によつて、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

金されたものであつて、第三十五条第一項の規定は、方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。この場合における第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十一条第五項前段」とする。

第八章 雜則

(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)

第四十三条 第三条第一項又は第四条第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第一の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。」）とある部分を除く。）を準用する。

第六章に規定する民事上の争いについての刑

第45条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九五号) 抄

(施行期日)

1 第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、第五章に規定する被害者参加弁護士の選定等、第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

事訴訟手続における和解に関する手続の手数料等について、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項（上欄（4）に係る部分に限る。）並びに別表第一の一の項から三の項までの規定（同表一の項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。」とある部分を除く。）を準用する。

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第四十四条 損害賠償命令の申立てをするには、二千円の手数料を納めなければならない。

民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第三十四条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 条第一項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料

二 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第一条（刑事訴訟法第二百九十条の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十二条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十五条の改正規定、同法第二百九十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第三百五条、第三百十六条の二十三、第三百二十一条の二第二項及び第三百五十条の八の改正規定に限る。）及び第三条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置）

二 第三条

二 第四条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五章及び第二十八条の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。

益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第二号イに掲げる罪とみなす。施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条」とあるのは「罪は、前条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」とする。